

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(いとまきえい科又はさめの販売の禁止)

第三十三条の三 大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕し、又は中西部太平洋条約海域においてさめ(よごれ及びくるとがりざめに限る。以下この条において同じ。)を採捕したときは、当該いとまきえい科又はさめを販売してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域及び中西部太平洋条約海域において採捕したもの(インド洋協定海域においては、船上において冷凍保存するものを除く。))を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。ただし、農林水産大臣が別に定めて告示する場合は、この限りでない。

三 (略)

(いとまきえい科の販売の禁止)

第三十三条の三 大中型まき網漁業者は、インド洋協定海域においていとまきえい科を採捕したときは、当該いとまきえい科を販売してはならない。

(さめの魚体の所持等の制限)

第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。

一 (略)

二 当該さめ(インド洋協定海域において採捕したものに限り、船上において冷凍保存するものを除く。))を陸揚げまでの間、船上においてひれを切り離さずに所持すること。

三 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年十一月一日から施行する。

(指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)

2 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十八号）を次のように改正する。

本則中指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第三十三条の三及び第六十条の二の二の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(いとまきえい科又はさめの販売の禁止) 第四十三条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(さめの魚体の所持等の制限)</p> <p>第六十二条 かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一〇三 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(いとまきえい科又はさめの販売の禁止) 第三十三条の三 (略)</p> <p style="text-align: center;">(さめの魚体の所持等の制限)</p> <p>第六十条の二の二 遠洋かつお・まぐろ漁業者は、採捕したさめを所持したときは、次に掲げる行為をしなければならない。ただし、当該遠洋かつお・まぐろ漁業者が日本国外で当該さめの一部を陸揚げした場合は、この限りでない。</p> <p>一〇三 (略)</p>